

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	報酬	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲ	<p>基本報酬に新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲの「基本夜間訪問サービス費」について、24時間体制で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っている当事業所では請求できるのでしょうか。</p> <p>それとも、定期巡回を利用しており、日中プランは使っていないが夜間にのみプランを入れる人に算定するのか、全く今までの算定とは関係なく、夜間にのみプランを入れて989単位+随時訪問した場合に1回対応するたびに随時訪問サービス費(I)567単位算定するのか、どういう場合に算定できるのかももう少し詳細を詳しく教えていただきたいです。</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲについては、地域密着型サービス報酬告示別表1注4において「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間に行う者に限る）を行った場合に、次の掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するとされています。</p> <p>また、このうち「基本夜間訪問サービス費」は、「利用者に対して、オペレーターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合」とされています。</p> <p>なお、具体的な取扱いにつきましては、地域密着型サービス留意事項通知第2の2(6)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲの取扱い」を御確認ください。</p> <p>また、厚生労働省の令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1問140から問144までもあわせてご参照ください。</p>
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	報酬	総合マネジメント体制強化加算 I	<p>総合マネジメント体制強化加算の見直しで、加算 I (1,200単位) を取得するに当たり、算定要件に「日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保すること」、「地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」とありますが、何をもちて確保していると評価していただけるのか、また、具体的な支援方法があればご指導いただきたいです。</p>	<p>総合マネジメント体制強化加算 I の算定要件について、具体的な取扱いにつきましては、地域密着型サービス留意事項通知第2の2(16)「総合マネジメント体制強化加算について」を御確認ください。</p> <p>また、厚生労働省の令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1問145から問147までもあわせてご参照ください。</p>
3	訪問介護	報酬	口腔連携強化加算	<p>口腔連携強化加算は、指定様式の口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書（厚労省HP記載の書式別紙様式1）を月に1回記入して、項目1-8について「あり」「できない」が1つでもあった場合には連携歯科に相談するというようなことで、算定できるのでしょうか。</p> <p>また、連携歯科一覧も合わせて用意しておけばよいのでしょうか。</p>	<p>御質問の取組のみでは、口腔連携強化加算を算定することができません。</p> <p>具体的な取扱いにつきましては、居宅サービス（訪問通所サービス等）留意事項通知第2の2(23)「口腔連携強化加算について」を御確認ください。</p> <p>なお、歯科医療機関及び担当介護支援専門員への報告様式は、居宅サービス（訪問通所サービス等）留意事項通別紙様式6によることとされており、</p> <p>また、旭川市Q&A (vol. 1) 問1 から問4 までもあわせてご参照ください。</p>
4	認知症対応型共同生活介護	報酬	協力医療機関連携加算(2)	<p>発表された概要に、定期的な会議とあるが、開催頻度はどの程度必要か。基準省令では年に1回以上の対応と書かれているが、これが会議に該当するか。</p>	<p>「会議を定期的開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要があります。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、入居者の情報が随時確認出来る体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えありません。</p>

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
5	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	特定施設やGHにおいて、協力医療機関連携加算（1）を算定する場合に、その協力医療機関が在宅支援療養病院等に該当しなくても、連絡体制や診療体制が整い、月1回以上打合せを実施できれば算定可能か否か。	協力医療機関は在宅療養支援病院等に限定するものではなく、通常の医療機関でも加算の算定が可能です。算定に当たっては、協力医療機関の名称や取り決めの内容等を別紙3様式「協力医療機関に関する届出書」により旭川市に届ける必要があります。
6	特定施設入居者生活介護	報酬	夜間看護体制加算	介護給付費算定に係る体制届提出時に、特定施設の夜間看護体制加算算定する場合に何を添付すればよろしいですか。	夜間看護体制加算Ⅱの算定に必要な書類は次のとおりです。 ・夜間看護体制に係る届出書（別紙33） ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定月のもの） ※夜間看護体制加算Ⅰは、夜勤又は宿直を行う1名以上の看護職員がわかるもの ・資格者証 ・看護に係る責任者が分かる資料 ①夜間における連絡・対応体制に関する取り決め（24時間の連絡体制の確保が分かる資料） ②看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化がわかる資料 ・施設内研修を行い、上記①、②の内容を周知したことがわかる資料 ・重度化した場合の対応に係る指針
7	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護	報酬	退居時情報提供加算	特定施設やGHにおいて退居時情報提供加算を算定する場合、利用契約を終了しないで医療機関に入院した際に算定可能という解釈でよろしいですか？ （退院後、別な月に別な理由で入院した際は、あらたに算定可能か否か？）	本加算は、利用者が当該事業所を退所退居し、医療機関に入院した場合において、当該利用者の心身の状況情報提供を行った場合に算定可能となるものであり、利用契約の解除等、退所又は退居の手続きを行うことは算定の要件ではありません。算定することから、 入居契約を終了した場合が対象です。 退居して医療機関に入退院後、特定施設等に再入居し、また翌月以降に退居して入院する七た場合においては、利用者の状況に変化があり、前回入院時の情報提供の内容と異なる情報を提供した場合に限り算定可能です。 （令和6年6月4日修正）
8	特定施設入居者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	協力医療機関連携加算は、入居者全員に対する加算ではなく、協力医療機関の往診等を受けている方のみでの加算として算定することで間違いはないか。	本加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものであり、往診の有無は要件ではありません。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A その2

令和6年4月1日
旭川市福祉保険部指導監査課

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
9	特定施設入居者生活介護	基準	口腔衛生の管理	口腔衛生管理体制加算は廃止され、特定施設入居者生活介護等においては、基本サービスとして行うとあるが、具体的にどのようなことをすれば良いか分からない。詳しく教えてもらいたい。	「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」第3の十の3の(8)（口腔衛生の管理）に詳細がありますので御確認ください。